

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第百九十五回国会閣法第四号)

(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、少額短期保険業者に関する特例措置の延長

平成三十年三月三十一日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を平成三十五年三月三十一日まで五年間延長する。

二、施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行する。